

# 個人事業主、事業所、企業のみなさま、 「ポイ捨て等の防止、環境美化の推進」に ご協力ください！

飯田市では、市民のみなさまを中心に策定した「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」が平成26年4月に施行されました。この市民条例では、ポイ捨てや飼育動物のふんの放置を禁止するとともに、住民や事業所、各種団体のみなさんにそれぞれのお立場で協力をいただき、ポイ捨てや不法投棄がされない環境づくりを進めていくことが定められました。

施行後は、住民のみなさんをはじめとする様々な主体により地域の環境美化の取組が進められていますが、まだまだ、心ない者によるポイ捨て等は減少していない状況にあります。今後も、工夫を行い、また連携を図りながら、多様な主体のみなさまと市全体で粘り強く環境づくりに取り組んでいく必要があると感じています。

つきましては、個人事業主、事業所や企業のみなさんにおかれましても、この経過や目的をご承知いただくとともに、ご賛同をいただき、次のとおり、地域の環境美化にご協力を賜りますようお願いいたします。

## <事業所や企業のみなさまへのお願い>

◆店舗、事業所等の敷地内及び所有する土地の環境美化（ごみ拾いや草刈などの適正な管理）に努め、ポイ捨て等をされない環境づくりをしてください。



◆全市または地域で実施される環境美化活動に事業所または企業としてご参加ください。

「ごみゼロ運動（年2回春秋に開催）」や「水辺等美化活動（毎年7月に開催）」

◆従業員や社員のみなさんに、全市または地域で開催される環境美化活動へご参加いただけるよう呼びかけをしてください。

## 『ポイ捨て』

缶、ペットボトルなどの飲食物の空き容器やたばこの吸い殻等をみだりに捨てる行為

## 『飼育動物のふんの放置』

この行為は、  
市民条例により  
禁止されています！



<飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例（条文より抜粋）>

### ◆ポイ捨て等の禁止

市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

飼い主は、みだりに飼い犬、飼い猫その他の飼育動物のふんを放置してはならない。

### ◆回収容器の設置及び管理

自動販売機設置者は、販売する飲食物の空き容器を回収するための回収容器を自動販売機の設置場所の付近に設置し、及び当該回収容器を適正に管理しなければならない。

（この条例の施行の際、現に設置されている自動販売機の設置場所の付近に回収容器を設置することが著しく困難であると市長が認めた者は、当該自動販売機が撤去され、及び新たに自動販売機が設置される時点から前項の規定の適用を受けるものとする）

### ◆喫煙場所の制限等

市民等は、公共の場所において喫煙する場合は、次のいずれかのことに努めなければならない。

たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しないこと。

たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し、及びこれを使用すること。

これまで、各地区まちづくり委員会をはじめ多くの市民等の皆さんが「ごみゼロ運動」など環境美化のための活動に取り組んできましたが、心ない者によるごみの不法投棄は依然としてなくなりません。

こうした状況を受け、各地区まちづくり委員会の環境衛生委員長の皆さんをはじめ、地域の美化活動に取り組む市民等の皆さんが中心となって検討が重ねられ、市民等の皆さんの思いが込められた市民条例が誕生しました。

市民条例では「ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくり」を進めます。市民や事業所、各種団体のみなさまには、それぞれのお立場で、地域の環境美化活動にご協力ください。